

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 132
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

カスハラ・セクハラへの対応指針等 令和8年10月1日より全事業者で策定が必須

令和8年10月1日から、カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。概要は以下の通りです。

カスタマーハラスメント対策の義務化

事業者は以下の項目について対応が義務付けられています。

- 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- 相談体制の整備
- 事後の迅速かつ適切な対応
- 対応の実効性を確保するために必要なカスハラ抑止のための措置
- そのほか併せて講ずべき措置



求職者等に対する

セクシュアルハラスメント対策の義務化

事業者は以下の項目について対応が義務付けられています。

- 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- 相談体制の整備
- 事後の迅速かつ適切な対応
- そのほか併せて講ずべき措置

詳細については
厚生労働省 HP に掲載の
チラシをご確認ください。

【書籍】

「医院経営と雇用管理 2025年度版」にハラスメントへの対応や就業規則へ記載するハラスメントに対する指針の雛型が掲載されています。(P.106 第10章ハラスメント)

当書籍は昨年12月初旬頃に開業医会員の先生方へお送りしておりますので、ぜひお役立てください。



【ポスター】

全国保険医新聞5月号で、カスハラに関するポスターをお送りしております。

右記二次元コードより保団連HPからデータをダウンロードすることも可能ですので、受付や待合室で掲示してご活用ください。

